

2017（平成29）年9月21日  
名古屋経済大学長

## 名古屋経済大学犬山キャンパス全面禁煙方針

喫煙は、がん、脳卒中および心筋梗塞だけでなく、慢性気管支炎や肺気腫などの様々な病気の危険因子である。また、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは科学的に明らかであり、喫煙者と同じく上記疾病等のリスクを高めることが指摘されている。

このように、喫煙の被害は喫煙者に限られるものではなく、非喫煙者を含めた大学内において活動するすべての者に及ぶものである。

喫煙は「病気の原因のなかで予防可能な最大の単一の原因」として位置づけられており、受動喫煙による被害の防止に向けた取組みが行われている。国際的には2003年にWHO「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が採択され（2005年発効）、国内的には健康増進法の制定（2002年）や労働安全衛生法の改正（2014年）が行われたほか、一部の地方公共団体で受動喫煙防止に関する条例が制定されている（神奈川県「公共の施設における受動喫煙防止条例」（2010年）、兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」（2013年））。

本学においても、大学内において活動するすべての者がたばこの煙による健康被害を受けることのない環境を実現するなど、受動喫煙による疾病の予防に向けた取組みを行う必要がある。

ここに、そのような視点にたって、受動喫煙のない良好な学内環境を保持し、大学内のすべての者が安心して活動できる大学を実現するために、名古屋経済大学犬山キャンパス全面禁煙方針を定める。

### （犬山キャンパスにおける全面禁煙）

1. 名古屋経済大学犬山キャンパス（学生寮を含む）は、屋内外を問わず、すべて禁煙とする。

### （禁煙に関する広報及び啓発活動）

2. 名古屋経済大学犬山キャンパス（学生寮を含む）において活動するすべての者及びその関係者に対し、禁煙に関する広報及び啓発活動を行う。

### （本方針の見直し）

3. 本方針による活動状況及び地域情勢等を勘案し、必要に応じて、この方針の見直しを行う。

以上